

**改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について
(個人関連情報)**

令和2年11月20日

1. 改正法における個人情報に関する第三者提供規制の概要

- 個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいう。

個人情報に該当する例

氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、Cookie情報 等

- 個人情報取扱事業者が、提供先が個人情報として取得することが想定されるときは、あらかじめ当該個人情報に係る本人の同意等が得られていることを確認しないで、当該個人情報を提供してはならないこととするもの。
- 個人情報の提供元における確認の方法、記録の方法等については、委員会規則で定めることとしている。

1. 改正法における個人関連情報の第三者提供規制の概要

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

A社

- A社では、誰の個人データか分からない



B社において個人データと
なることが想定される場合は
原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等 購買履歴

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | ミルクティー、おにぎり、アンパン... |
| 2 | 紅茶、サンドイッチ、アイス... |
| 3 | スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶... |
| 4 | 時刻表、デジカメ、書籍... |

B社

- B社は、A社とID等を共有
- B社では、ID等に紐づいた個人データを保有



個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン...
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍...

A社から提供されたデータを
ID等を使って自社内の
個人データと結合

2. 検討すべき主な論点

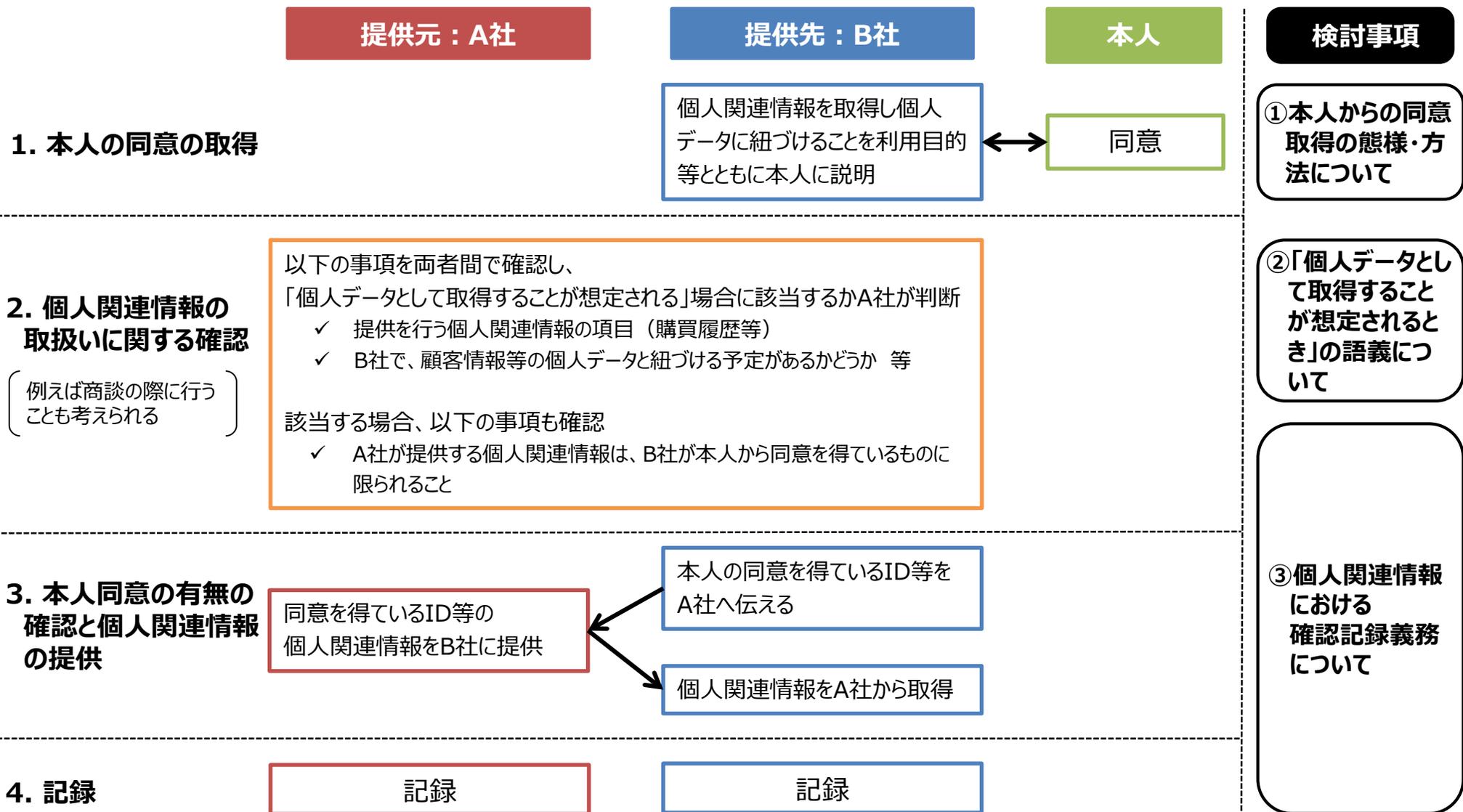
- 改正法において新たな規律を設けた趣旨は、個人関連情報の提供先である第三者により、本人を識別した上で情報を利用されることによる個人の権利利益の侵害を防止することにある。

▶ こうした制度趣旨も踏まえ、以下の事項を検討する必要がある。

- ① 本人からの同意取得の態様・方法について
- ② 「個人データとして取得することが想定されるとき」の語義について
- ③ 個人関連情報における確認記録義務について

2. 検討すべき主な論点

(参考) 一般的なフロー (イメージ)



(注) 上記フロー図は一例であり、1. と 2. が前後する場合等もある。

3. ①本人からの同意取得の態様・方法について

(1) 基本的考え方

- 改正法において新たな規律を設けた趣旨は、個人関連情報の提供先である第三者により、本人を識別した上で情報を利用されることによる個人の権利利益の侵害を防止することにある。
- このような趣旨からすれば、本人関与の機会を実質的に確保できるよう、本人同意の取得の態様・方法を検討する必要がある。

(2) 方向性

- ▶ 本人関与の機会を実質的に確保することからすれば、本人に対して必要な情報提供を行い、本人がそれをよく理解した上で、明示の同意を得ることを原則とすべきではないか。
- なお、同意の取得の具体的な方法については、例示をガイドラインで示すこととし、引き続き検討していくことが必要。

3. ①本人からの同意取得の態様・方法について

(3) ウェブサイトでの同意取得にあてはめた例

明示の同意の取得例

ウェブサイト上で必要な説明を行った上で、本人に当該ウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法。

明示の同意の取得とは認められない例

プライバシーポリシー等において、個人関連情報の提供につき、利用者側にこれを拒否する選択肢を与えている（拒否されない限り同意しているものとして扱う）場合、これをもって改正法の求める本人の同意を取得したとはいえない。

(ウェブサイトのイメージ)

当社は、第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームからCookieにより収集されたウェブの閲覧履歴及びその分析結果を取得し、これをお客様の個人データと結びつけた上で、広告配信等の目的で利用いたします。

上記の取扱いに同意する

個人関連情報の第三者提供を拒否する場合には、以下のボタンをクリックしてください。

拒否する

4. ②「個人データとして取得することが想定されるとき」の語義

(1) 基本的考え方

- 改正法の規制は、個人関連情報の提供全般に適用されるものではなく、提供先において「個人データとして取得することが想定されるとき」に適用されるものである。
- 「個人データとして取得することが想定されるとき」との文言は、制度改正大綱における「明らかな」を法文で表したものであり、その意味するところは同様である。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」(P.25抜粋)

- そこで、前述のいわゆる提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。

4. ②「個人データとして取得することが想定されるとき」の語義

(2) 方向性

ア 「想定される」の語義

- 「想定される」かどうかは、まず提供元の認識を基準とすべきである。他方で、一般人が通常想定できるような場合に、提供元が認識をしていないことを理由に規律が適用されないとすれば、提供先での取扱いを確認していない事業者が規制の適用を免れることになりかねず、相当でない。

▶ そこで、「想定される」場合に該当するかどうかは、**提供元の認識と一般人の認識の双方を基準にして判断**するものとし、その具体例については、ガイドラインで示してはどうか。

(参考) イメージ

提供元の認識を基準に「想定される」に該当する例

- 第三者となる提供先の事業者から、事前に「個人関連情報を受領した後に他の情報と照合して個人データとする」旨を告げられている場合

一般人の認識を基準に「想定される」に該当する例

- 第三者に個人関連情報を提供する際、当該第三者において当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを念頭に、そのために用いる固有 I D 等も併せて提供する場合

4. ②「個人データとして取得することが想定されるとき」の語義

(2) 方向性

イ「個人データとして取得」の語義

- 本条における「個人データとして取得」の典型例として、個人関連情報を直接個人データに付加する場合が挙げられる。一方、直接個人データに紐付けて活用しないものの、別途、提供先が保有する個人データとの容易照合性が排除できない場合まで規律を適用するか、検討する必要がある。
- 改正法の趣旨は、個人関連情報の提供先である第三者により、本人を識別した上で情報を利用されることによる個人の権利利益の侵害を防止することにある。容易照合性によって個人データになる場合は、提供先が積極的に照合行為を行わない限り本人を識別できないことから、適用対象とする必要はないのではないかと。

▶ そこで、本条における「個人データとして取得」は、提供先において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして積極的に利用しようとする場合に限られるとしてはどうか。

- なお、提供先事業者が、個人データとして積極的に利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合、「不正取得」に該当し得る。

5. ③個人関連情報における確認記録義務について

(1) 基本的な考え方

- 個人関連情報の提供時の確認記録義務の趣旨は、提供元と提供先の双方に義務を負わせることで、全体として個人関連情報が個人データとして取得される過程におけるトレーサビリティを確保し、提供元及び提供先を適切に監督できるようにすることにある。

▶ 個人関連情報の第三者提供規制における確認方法・記録方法等については、同様にトレーサビリティの確保を目的とした個人データの第三者提供規制における確認方法・記録方法を基本にして検討してはどうか。

- その中で、個人関連情報特有の事情（例 提供元においては、特定の個人を識別できない）についても考慮する必要がある。
- なお、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する側の確認記録義務についても、個人データの第三者提供規制における確認方法・記録方法を基本にして検討する。

5. ③個人関連情報における確認記録義務について

(2) 方向性

ア 提供元における確認方法

▶ 以下の方向で検討することとし、その具体的な確認方法はガイドラインで示すこととしてはどうか。

- 本人の同意の確認（例）
 - 提供先の第三者から、本人に対し十分な説明を行った上で、本人から同意を取得している旨の申告を受ける方法
- 越境移転にかかる情報提供の確認（例）
 - 提供先から本人に対する情報提供の方法を説明した書面の差し入れを受ける方法
 - 提供元において、提供先のプライバシーポリシー等を確認し、同意取得に際して越境移転にかかる情報提供を行っていることを確認する方法

5. ③個人関連情報における確認記録義務について

(2) 方向性

イ 提供元における記録事項

- 個人データにおける記録事項を基本に、以下の方向で検討してはどうか。

	年 提 月 供 日 供	氏 第 名 三 等 者 の 等	氏 本 名 人 等 の	の (個人データ 個人データ 個人関連情報) 項 目	同 本 意 人 等 の
個人関連情報の 第三者提供	○	○		○	○
(参考) 個人データの本人 の同意による第三者提供		○	○	○	○
(参考) 個人データのオプ トアウトによる第三者提供	○	○		○	

- ▶ 提供元では、本人の氏名等は有しないため、ユーザーID等の記録・保存を求めるかが論点だが、記録・保存を求めることはかえってリスクを増大させることになり、トレーサビリティも提供先の本人の氏名等の記録で確保されることから、記録の対象とする必要はないのではないかと。
- ▶ 一方で、個人関連情報を提供した年月日については、同一の提供先に対する異なる時点での提供行為を区別できるようにする必要があることから、記録の対象とすべきではないかと。

5. ③個人関連情報における確認記録義務について

(2) 方向性

イ 提供元における記録事項

(参考) 記録のイメージ (提供先別に記録する場合)

提供先 A株式会社 (東京都千代田区〇〇・代表取締役△△)

本人の同意が得られている旨を確認したこと	提供先であるA株式会社に、同社がユーザー登録の際に必要な情報を提供した上で、個人関連情報に係る本人の同意を取得している旨確認
個人関連情報を提供した年月日	令和2年10月1日～令和2年10月30日
当該個人関連情報の項目	CookieID、ウェブサイトの閲覧履歴

5. ③個人関連情報における確認記録義務について

(2) 方向性

ウ 提供元における記録の保存期間

- 個人データを提供する際・受領する際に作成する記録の保存期間については、以下のとおり、記録の作成方法の別によるものとし、原則3年としている。

記録の作成方法の別	保存期間
契約書等の代替手段による方法により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上述以外の場合	3年

- ▶ 個人関連情報を提供する際の記録についても、**個人データの提供・受領時と同様の期間の保存**を求めている。